

## 第1回評議員会 次第

日時：2025年8月7日（木） 設立時理事会終了後  
場所：経団連会館 5階 平安の間

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 【議案】

第1号議案 評議員会運営規程の決定について 【資料1】【資料2】

第2号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程  
の決定について 【資料1】【資料3】

第3号議案 役員等の旅費に関する規程の決定について 【資料1】【資料4】

#### 【その他】

2028年技能五輪国際大会日本組織委員会基本理念について 【資料5】

### 3 閉 会

#### ＜配布資料＞

資料1 第1回評議員会議案書

資料2 評議員会運営規程（案）

資料3 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程（案）

資料4 役員等の旅費に関する規程（案）

資料5 2028年技能五輪国際大会日本組織委員会基本理念



# 第 1 回評議員會議案書

2025 年 8 月 7 日

一般財団法人

2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会

# 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会

## 【議 案】

第 1 号議案 評議員会運営規程の決定について

第 2 号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の決定について

第 3 号議案 役員等旅費規程の決定について

# 議案

**第1号議案 評議員会運営規程の決定について**

評議員会運営規程は、資料2のとおりとする。

## 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 評議員会運営規程（案）

### 第 1 章 総 則

#### （目的）

第 1 条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「当法人」という。）定款第 15 条第 2 項に基づき、評議員会の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 章 評議員会の招集の手続等

#### （招集の手続）

第 2 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
  - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 180 条第 2 項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### （招集の通知）

第 3 条 評議員会を招集するには、招集する者は、定款第 18 条第 1 項の規定により通知する。

- 2 前項の通知には、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、定款第 18 条第 2 項の規定により、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

## 第3章 評議員会の議事

### (議長)

第4条 評議員会の議長及び副議長は、定款第19条第1項の規定により選任する。

### (定足数)

第5条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 評議員会への出席については、テレビ会議システム又は電話会議システムによるものも認めることとする。

### (関係者の出席)

第6条 評議員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (決議等)

第7条 評議員会の決議は、定款第20条の規定により行う。ただし、その決議は、定款第21条第1項の規定により、省略することができる。

- 2 評議員会への報告は、定款第21条第2項の規定により、省略することができる。

### (理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、評議員会に付議した議題について必要と認めるときは、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、当該議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事、監事又は議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 議長は、評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に關しないものである場合その他正当な理由がある場合として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第59条各号に定める場合は、この限りではない。
- 3 議長は、評議員から一般社団・財団法人法第180条の規定による招集の請求

があった場合、同法第184条の規定による議題の請求があった場合、同法第185条の規定による議案の提出があった場合、又は同法第191条に係る議案の提出があった場合、当該評議員に説明を求めなければならない。また、必要があるときは出席者に対してこれに係る意見を求めることができる。

#### （議事録）

第9条 評議員会の議事録は、定款第22条に従い作成する。なお、電磁的記録により議事録を作成する場合は、一般社団・財団法人法第95条第4項の例により、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置を講じなければならない。

2 前項の議事録は、別記に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

#### （議事録の配布）

第10条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

## 第4章 評議員会の権限

#### （決議事項）

第11条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事並びに評議員の職務の遂行に係る費用の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (6) 定款の変更（第3条、第4条及び第11条の変更を含む。）
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金（借入期間が当該事業年度末を越える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 重要な事項として理事会が評議員会へ付議した事項
- (11) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (12) 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任

- (13) 当法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
  - (14) 評議員会の延期又は続行
  - (15) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項第12号から第14号までの規定に係る事項については、この限りではない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第12条 評議員会の事務局事務は、これを所管する課が行う。

## 第6章 雜則

### (改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (委任)

第14条 その他評議員会運営に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この規程は、令和7年8月7日から施行する。

## 別記 議事録記載事項

### 1 通常の評議員会

- (1) 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名
- (5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - ア 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - エ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

- (6) 議長の氏名
- (7) その他法令に定める事項

### 2 定款第21条第1項の規定による決議の省略

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 上記(1)の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### 3 定款第21条第2項の規定による報告の省略

- (1) 評議員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

**第2号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の決定について**

評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程は、資料3のとおりとする。

一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会  
評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「当法人」という。）定款第 13 条、第 29 条、第 30 条第 3 項、第 39 条第 4 項、第 40 条第 4 項及び第 41 条第 4 項の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第 23 条第 1 項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前号のほか定款第 30 条第 2 項に規定するワールドスキルズ・インターナショナル（WSI）が指名する者及び定款第 8 章に規定するその他の機関をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 14 号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 評議員に対しては、報酬等を支給しない。

- 2 理事に対しては、報酬等を支給しない。ただし、理事が理事会出席以外の場合において、会長の命を受けて法人のための業務に従事した場合は、報酬等を支給することができる。
- 3 監事に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

4 前2項を除く役員等に対しては、報酬等を支給しない。

#### (報酬等の額の決定)

第4条 前条第2項に定める理事の報酬は、日額10,000円を上限として、会長が定め、理事会が承認し、評議員会が決定した額を支払うことができる。

2 前条第3項に定める監事の報酬は月額により支給するものとし、各監事に支給する額は年額480,000円を上限として、監事に協議した上で、評議員会が決定した額とする。

3 前2項に定めるもののほか、当法人の役員等に対しては、いかなる報酬等も支給しない。

#### (支給日等)

第5条 報酬等は当該月内分を翌月に支給するものとし、その他の支給日等は給与規程の例による。

#### (費用)

第6条 当法人は、評議員及び役員等がその職務の執行にあたって負担した額に相当する費用を支払うことができる。

2 前項の費用は、職務終了後支払うものとし、その支給日は会長が別に定める。ただし、事前の支払いを要する事情がある場合は、概算払いによることができる。この場合、職務終了後遅滞なく費用の精算をしなければならない。

3 第1項の費用の支給方法は、職員の給与に関する規程の例による。

#### (公表)

第7条 この規程は、公益認定法第20条第1項に相当する報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

**第3号議案 役員等の旅費に関する規程の決定について**

役員等の旅費に関する規程は、資料4のとおりとする。

## 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会

## 役員等の旅費に関する規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「当法人」という。）定款第 13 条、第 29 条、第 39 条第 4 項、第 40 条第 4 項及び第 41 条第 4 項の規程に基づき、当法人の業務のため旅行した当法人の役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定める。

2 役員等に対して支給する旅費に関しては、別に定める場合を除き、この規程による。

## （用語の定義）

第2条 この規程において、役員等とは、会長、会長以外の理事（使用人兼務理事を除く。）、監事、評議員、定款第 8 章のその他の機関に規定する者及びこれらに準ずる者である当法人以外の者をいう。

2 前項のほか、この規程において、「内国旅行」、「外国旅行」、「出張」、「遺族」及び「旅行役務提供者」とは、それぞれ、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会職員の旅費に関する規程（以下「職員旅費規程」という。）第 2 条に定めるところによる。ただし、同条において「職員等」とあるのは「役員等」を読み替えるものとする

## （旅費の支給）

- 第3条 役員等が、出張した場合には、当該者に対し、当該出張に係る旅費を支給する。
- 2 役員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 役員等が、出張のための内国旅行中に辞任又は退任（以下この号及び第 3 号において「辞任等」という。）した場合（当該辞任等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役員等
  - (2) 役員等が、出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役員等の遺族
  - (3) 役員等が、出張のための外国旅行中に辞任等となった場合（当該辞任等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役員等
  - (4) 役員等が、出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役員等の遺族
- 3 役員等が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 176 条の規定により解任された場合又は第 284 条の規定による請求に基づき解任された場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 2 項の規定により旅行依頼の変更（取消を含む。次条第 2 項において同じ。）を受け、又は死亡した場合

には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、会長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他会長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で会長が別に定める金額を旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、当法人が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

#### （旅行依頼）

第4条 旅行は、会長（当該旅行を依頼し、又は要求する者）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」とする。）発する旅行依頼によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行依頼を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行依頼の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行依頼を発し、又はその変更をするには、旅行依頼簿に会長が別に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行依頼簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行依頼簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行依頼簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

#### （旅行依頼に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行依頼（前条第2項の規定により変更を受けた旅行依頼を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行依頼の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行依頼の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行依頼に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行依頼の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行依頼の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行依頼に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行

依頼に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

#### (旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして会長が別で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

#### (旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、当該旅費もしくは当該金額の支出をする会長又は会長から権限を委任された職員（以下「支出命令権者」とする。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、出納役の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、会長が別に定める。

#### (旅費の調整)

第8条 旅行命令権者は、旅行者が当法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上、この規程による旅費を支給した場合には、不当

に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長に協議して定める旅費を支給することができる。

#### (旅費の返納)

第9条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならぬ。

#### (雑則)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

2 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年8月7日から施行する。

令和 7 年 8 月 7 日

## 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会

## 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会基本理念

我が国はこれまで、技能を脈々と受け継ぐことにより、優れた製品やサービスを生み出し、発展を遂げてきました。

近年、我が国では、先進国を始め他の多くの国と同様、少子化が進み、多くの職業において、若い技能者を始めとする人材の確保や技能伝承が重要な課題となっています。この課題に対処するためには、次代を担う若者と、その保護者や教師などの周囲の大人に、様々な職業に対する認知と理解を広め、多様な職業選択の道や技能伝承に向けた取組を示すことが必要です。

技能五輪国際大会は、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流の親善を目的に開催されています。

我が国は、1962 年にアジアで初めて技能五輪国際大会に参加して以降、長きにわたり選手を派遣し、これまでに 3 度、技能五輪国際大会を開催してきました。

技能五輪国際大会の運営組織である WorldSkills International (WSI) の憲章には、「技能の力で世界を前進させる」というビジョンが掲げられています。我が国は、WSI のこうした考えに賛同し、技能五輪国際大会の日本・愛知への招致に取り組んできました。

そして、2024 年 9 月にフランス・リヨンで開かれた WSI 総会における信任投票により、21 年ぶり 4 度目となる、2028 年の第 49 回技能五輪国際大会の日本・愛知での開催が、満場一致で決定しました。

このような中、私たち 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会は、次のことを基本理念として活動を進めてまいります。

- 1 2028 年技能五輪国際大会の準備及び運営に関する事業を行い、大会の成功に万全を期し、この大会を、次代を担う若者が、技能への関心を高め、職業観を養う機会としてまいります。
- 2 大会の開催を通じて、技能が尊重される世界的なムーブメントを加速させ、世界と日本の持続可能な未来への貢献を果たし、広く技能及び職業に対する興味及び関心を高め、我が国の人材育成並びに経済及び産業の発展に寄与してまいります。

# 参 考

参考 1 定款

参考 2 役員名簿

参考 3 2028 年技能五輪国際大会基本計画概要

参考 4 2028 年技能五輪国際大会基本計画

# 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 定款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会と称し、英語では、WorldSkills Aichi 2028 と表示する。

### (事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区神楽坂四丁目 1 番 1 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 当法人は、2028 年に開催される第 49 回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）（以下「大会」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、大会の成功に万全を期し、この大会を、次代を担う若者が、技能への関心を高め、職業観を養う機会とともに、大会の開催を通じて、技能が尊重される世界的な気運を加速させ、世界と日本の持続可能な未来への貢献を果たし、広く、技能及び職業に対する興味及び関心を高め、我が国の人材育成並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の準備及び運営に関する事業
  - (2) 大会の準備及び運営に係る国内外の関係機関、団体等との連絡調整及び連携協力に関する事業
  - (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (財産の拠出)

第5条 設立者は、当法人の設立に際して次のように財産を拠出する。

| 設立者        | 財産の種別 | 財産の価額 |
|------------|-------|-------|
| 愛知県        | 現金    | 600万円 |
| 中央職業能力開発協会 | 現金    | 600万円 |

#### (基本財産)

第6条 前条に掲げる財産のうち、別表に掲げる財産及び評議員会で決議した財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものとして、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

#### (事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第23条第3項及び第4項に規定する代表理事たる会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

#### （6）財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
  - （1）監査報告
  - （2）理事及び監事並びに評議員の名簿
  - （3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

### 第4章 評議員

#### （評議員の定数）

第10条 当法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

#### （評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - （1）各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - （2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 理事
    - イ 使用人
    - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

- エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- (ア) 国の機関
  - (イ) 地方公共団体
  - (ウ) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - (エ) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - (オ) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) 当法人の評議員のうち租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定する親族等の数が評議員の数のうちに占める割合は 3 分の 1 を超えないものであること。

(評議員の任期)

- 第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が第 10 条に定める定数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 13 条 評議員には、報酬等を支給しない。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

- 第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事並びに評議員の職務の遂行に係る費用の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (6) 定款の変更（第 3 条、第 4 条及び第 11 条の変更を含む。）
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項に掲げるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定める。

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 前条の規定により評議員会を招集する場合、招集する者は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、書面又は評議員の承諾を得た電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長 1 名及び副議長 1 名を選任する。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理し、評議員会の事務を統理する。
- 3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。
- 4 議長及び副議長に事故あるときは、その評議員会に出席した評議員の互選により仮議長を選任し、議長の職務を行わせる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 監事の解任
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略等)

第 21 条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 194 条の要件を満たした場合、評議員会の決議があつたものとみなす。

- 2 一般社団・財団法人法第 195 条の要件を満たした場合、評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長（第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定により議長の職務を行う者を含む。本項において同じ。）及び会議に出席した評議員の中から議長が指名する議事録署名人 1 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設置)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 35名以内
  - (2) 監事 1名以上 3名以内
- 2 当法人の理事及び監事のうち租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定する親族等の数が理事及び監事それぞれの数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 理事のうち 1名を会長とし、会長以外の理事のうちから 3名以内を会長代行、3名以内を副会長、1名を事務総長、1名を事務局長とすることができます。
- 4 前項の会長及び会長代行をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、事務総長及び事務局長をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### (会長等の選定)

第 24 条 会長、会長代行、副会長、事務総長及び事務局長は、理事会の決議によって選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の職務を統括する。
- 3 会長代行は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 事務総長及び事務局長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、会長代行、事務総長及び事務局長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、法令で定めるところにより、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が第23条第1項に定める定数に足りなくなる場合、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、技能五輪国際大会を運営するワールドスキルズ・インターナショナルが指名する者は、理事会へ出席し、助言することができる。
- 3 前項の規定により理事会への出席や助言を行った者に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、副会長、事務総長及び事務局長の選定及び解職

- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第90条第4項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を除き、理事に委任することができる。

(開催)

第32条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により会長代行その他の理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第34条 前条の規定により理事会を招集する場合、招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、書面又は理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会は、会長をもって理事会の議長とする。

- 2 議長は、理事会の議事を整理し、理事会の事務を統理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により会長代行又は副会長が議長の職務を行う。
- 4 会長、会長代行及び副会長に事故があるときは、その理事会に出席した理事の互選により、仮議長を選任し、議長の職務を行わせる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略等)

第37条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たした場合、理事会の決議があつたものとみなす。

- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び会長代行並びに監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。当該理事会に会長及び会長代行が出席しなかった場合、出席した理事及び監事が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第8章 その他の機関

(特別顧問)

第39条 当法人に、任意の機関として、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事会に出席し、又は理事会の求めに応じ、大会及び当法人の運営全般に関して助言をすることができる。ただし、特別顧問は、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 3 特別顧問の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。
- 4 特別顧問には、報酬等を支給しない。ただし、特別顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第40条 当法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の求めに応じ、大会及び当法人の運営全般に関して助言をすることができる。ただし、顧問は、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 3 顧問の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。
- 4 顧問には、報酬等を支給しない。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(参与)

第41条 当法人に、任意の機関として、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長の求めに応じ、事務局に対してその見識に基づく助言をすることができる。ただし、参与は、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 3 参与の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。
- 4 参与には、報酬等を支給しない。ただし、参与には、その職務を行うために要す

る費用の支払いをすることができる。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務総長及び必要な職員を置く。
- 3 職員（ただし、重要な使用人を除く。）の任免は、会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第44条 当法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由その他法令で定められた事由のほか、大会に関する全ての業務を終了した後、解散する。

### (剰余金の分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

### (残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第47条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

### (議決権の行使の承認)

第48条 当法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

### (委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

### (法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

## 附 則

1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

國分 泰雄、宗宮 徳昌、武石 恵美子、古本 伸一郎

2 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 筒井 義信、大橋 徹二、大村 秀章、有馬 浩二、輪島 忍、  
小林 洋司、花咲 恵乃、有吉 伸人、大関 東支夫、多 忠貴、可知 洋二、  
勝野 哲、小林 健、嶋尾 正、中山 拓也、新浪 剛史、幡野 徳絵、森 洋、  
森 義久、守屋 文俊、山口 高広、溝渕 友子

設立時代表理事 筒井 義信、大橋 徹二、大村 秀章

設立時監事 池田 千絵、岡村 俊克

3 前項に定める者のほか、設立者の決議により、設立時理事を追加で選任することができる。

4 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県

東京都豊島区高田三丁目19番10号 中央職業能力開発協会

5 当法人の最初の事業年度は、法人設立の日から令和8年3月31日までとする。

6 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者が作成し、設立後初めて開催する理事会において承認を受けるものとする。

別表 基本財産(第6条関係)

| 区分                                    | 財産の種別 | 数量等   |
|---------------------------------------|-------|-------|
| 設立者愛知県が拠出する財産のうち、基本財産とするもの            | 現金    | 150万円 |
| 設立者中央職業能力開発協会が拠出する財産のうち、<br>基本財産とするもの | 現金    | 150万円 |
| この価額                                  |       | 300万円 |

以上、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会設立のため、設立者である愛知県及び中央職業能力開発協会の定款作成代理人である司法書士法人ファースト・パートナーズ 社員 根岸大輔は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 7 月 18 日

設立者 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
愛知県  
知事 大村 秀章

設立者 東京都豊島区高田三丁目 19 番 10 号  
中央職業能力開発協会  
会長 大橋 徹二

上記設立者の定款作成代理人

東京都中央区日本橋本町二丁目 3 番 4 号  
司法書士法人ファースト・パートナーズ  
社員 根岸 大輔

# 一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会役員名簿

(敬称略、各役職氏名五十音順)

参考 2

| 役 職 | 所 属                                   | 役 職     | 氏 名                |
|-----|---------------------------------------|---------|--------------------|
| 理事  | 会長 (一社) 日本経済団体連合会                     | 会長      | つつい よしのぶ<br>筒井 義信  |
|     | 会長代行 中央職業能力開発協会                       | 会長      | おおはし てつじ<br>大橋 徹二  |
|     | 会長代行 愛知県                              | 知事      | おおむら ひであき<br>大村 秀章 |
|     | 副会長 愛知県経営者協会                          | 会長      | ありま こうじ<br>有馬 浩二   |
|     | 副会長 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構               | 理事長     | わじま しのぶ<br>輪島 忍    |
|     | 事務総長 中央職業能力開発協会                       | 理事長     | こばやし ようじ<br>小林 洋司  |
|     | 事務局長 厚生労働省                            |         | はなさき よしの<br>花咲 恵乃  |
|     | (株)NHKエンタープライズ                        | 代表取締役社長 | ありよし のぶと<br>有吉 伸人  |
|     | (一社) 全国技能士会連合会                        | 会長      | おおぜき としお<br>大関 東支夫 |
|     | 全国専修学校各種学校総連合会                        | 会長      | おおの ただたか<br>多 忠貴   |
|     | 日本労働組合総連合会愛知県連合会                      | 会長      | かち ようじ<br>可知 洋二    |
|     | (一社) 中部経済連合会                          | 会長      | かつの さとる<br>勝野 哲    |
|     | 日本商工会議所                               | 会頭      | こばやし けん<br>小林 健    |
|     | 愛知県商工会議所連合会                           | 会長      | しまお ただし<br>嶋尾 正    |
|     | エクシオグループ(株) アクセスエンジニアリング本部 中央技術研修センタ  | 所長      | なかやま たくや<br>中山 拓也  |
|     | (公社) 経済同友会                            | 代表幹事    | にいなみ たけし<br>新浪 剛史  |
|     | タカラベルモント(株)タカラ・インターナショナル エステティック カレッジ | 講師      | はたの のりえ<br>幡野 徳絵   |
|     | 全国中小企業団体中央会                           | 会長      | もり ひろし<br>森 洋      |
|     | 全国商工会連合会                              | 会長      | もり よしひさ<br>森 義久    |
|     | (公社) 全国工業高等学校長協会                      | 理事長     | もりや ふみとし<br>守屋 文俊  |
|     | 愛知県中小企業団体中央会                          | 会長      | やまぐち たかひろ<br>山口 高広 |
|     | 日本労働組合総連合会                            | 会長      | よしの ともこ<br>芳野 友子   |
| 監事  | 名川・岡村法律事務所                            | 弁護士     | いけだ ちえ<br>池田 千絵    |
|     | 岡村俊克公認会計士事務所                          | 公認会計士   | おかむら としつ<br>岡村 俊克  |

(敬称略、氏名五十音順)

| 役 職 | 所 属                | 役 職  | 氏 名                   |
|-----|--------------------|------|-----------------------|
| 評議員 | (学) ものつくり大学        | 学長   | こくぶん やすお<br>國分 泰雄     |
|     | 中央職業能力開発協会         | 常務理事 | そうみや のりまさ<br>宗宮 徳昌    |
|     | (学) 法政大学キャリアデザイン学部 | 教授   | たけいし えみこ<br>武石 恵美子    |
|     | 愛知県                | 副知事  | ふるもと しんいちろう<br>古本 伸一郎 |

# 2028年技能五輪国際大会 基本計画(概要)

2024年5月13日

2028年技能五輪国際大会招致に向けた有識者検討会

## 1. 開催の意義・目的

### ①人への投資の重要性をアピール

- 経済・産業の持続的な発展に向けて世界的に人への投資の重要性が増す中、国内においては技能者不足の深刻化や技能伝承が課題であり、技能人材の育成、特に若者や女性、障害者への投資の重要性を、技能の力で成長を遂げてきた日本・愛知から国内外に強く呼びかけます。
- ものづくりに加え、デジタル化やSDGs等の社会課題への対応を含め、技能立国・日本としての底力をアピールするとともに、社会全体の発展に貢献します。
- 自国開催に向けて、官民一体となった中長期的な選手強化を戦略的に展開することで、その成果を大会の成績として輝かしく刻むとともに、若者の技能レベルの向上を図るなど、技能五輪国際大会を活用した人材育成の取組を強化していきます。

### ②大会を通じた経済と産業の発展

- WSIのVISION2025に強く賛同し、「技能の進化が、優れた製品やサービスの創出をもたらし、経済と産業の発展を促すことで、実現される豊かな社会において次の世代を育む好循環を築く」という認識の下、大会の開催を通じて若者の技能レベルの向上や技能尊重気運の醸成を図ることで、今後の我が国や世界の経済・産業の発展に貢献します。
- 大会見学や体験プログラムへの参加、事前広報活動などを通じ、小中高生やその親等への職業観教育の充実や技能の伝承に向けた取組を推進します。

### ③大会の持続可能性の向上

- 大会インフラの最適化や資源・エネルギー消費の削減などの環境負荷低減にも努め、世界的なSDGsへの取組に貢献するコンパクトでサステナブルな大会を目指します。
- 2030年以降の模範となる新たな大会モデルを示し、人々の印象に残るインパクトのある大会を実施することにより、大会の持続可能性向上に日本が貢献します。

## 2. 開催テーマ

- コロナ禍を経て世界が劇的な変化をする中で、改めて“つなぐ”ことの重要性を認識
- 技能とさまざまなヒト、モノ、コト、組織・国・地域などを“つなぐ”ことで、持続可能な技能五輪国際大会のモデルと、技能を尊重することから生まれる持続可能な未来を展望する。

＜大会テーマ＞

「技能」がつなぐ、持続可能な未来  
Linking skills for a sustainable future.

Linking Skills



人  
People

若者や女性、障害者を含むすべての人々のキャリアと人生を豊かなものにする



産業・経済  
Industry and Economy

伝統産業・地域産業・新たな産業などを結ぶことで、持続可能な経済の発展と産業の革新を推進する



世界  
Global Society

技能をめぐる対話を促進し、地球社会に共有されている様々な社会課題の解決に貢献する

### 3. 開催テーマに基づく主な取組

1

#### 人をつなぐ

##### (1) 世界の若年技能者をつなぐ

日本が誇る産業観光施設等を見学し、技能の学びと日本らしさの体験の機会となるエクスカーションを実施するとともに、コンペティターラウンジの設置等で、各国選手の交流機会を演出。

##### (2) 熟練技能者と若者をつなぐ

技能の伝承や将来を担う技能人材の育成・確保につながる、一級技能士等によるデモンストレーションや若年技能者などに対する技術指導の実施。

##### (3) 多様な人をつなぐ

ユニバーサル社会の実現に向けて、女性や障害者の技能を紹介するイベント等の実施。

次代を担う若者やその親などを対象に、技能への興味・関心を高める技能体験プログラム「スキルズラボ」を提供。

2

#### 産業・経済をつなぐ

##### (4) 国内外の産業をつなぐ

技能五輪メダル獲得企業や国内スポンサー、地元伝統産業を代表する企業などによる「ジャパンスキルショーケース」(主催国展示)を実施し、日本の高い技能・技術を発信。また、「グローバルスキルズ・ビレッジ」(参加国展示)と融合することで、世界の優れた技能・技術も併せて発信。

##### (5) 成功体験をつなぐ

各国の職業教育・訓練(TVET)や、経済・産業に関連したテーマを扱うフォーラムを開催。

技能五輪国際大会メダリストや世界的に著名な最先端企業・ベンチャー企業によるフォーラムを実施。

3

#### 世界をつなぐ

##### (6) 参加国と未参加国をつなぐ

新規加盟国、国際大会の参加基準に満たない国等に向けた、大会の見学・体験イベントの参加を通じて、技能五輪への参加機運を高める「技能五輪体験プログラム」の実施。

情報メディアを活用し、各国の国内技能競技大会をPRすることで、新規加盟国等の技能五輪国内大会の開催や技能五輪国際大会への参加を促進。

##### (7) 世界からの参加者と市民・コミュニティをつなぐ

「一校一国サポート事業」の実施の他、通訳やおもてなし等での市民ボランティアの活動を通じ、参加者と市民・コミュニティとの交流を促進。

##### (8) 2028年と未来をつなぐ

新たな大会モデルとなるコンパクトでインパクトのある大会を成功させ、2030年以降のWSIムーヴメントを先導。

ワールドスキルズミュージアムと連携した展示「特別キャリア展」の実施。

## 4. 開催概要

### 大会概要(想定)

| 項目     | 概要   |  |
|--------|--|--|
| 名称     | 第49回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）（日本名）<br>WorldSkills Aichi2028（英文名） |  |
| 日時・場所  | 競技   | 愛知県国際展示場<br>2028年11月16日（木）～11月19日（日）                     |
|        | 開会式  | IGアリーナ<br>2028年11月15日（水）                                 |
|        | 閉会式<br>さよならパーティー   | IGアリーナ<br>2028年11月20日（月）                                 |
| 競技職種   | 62職種   | WorldSkills International総会などで決定                         |
| 参加国・地域 | 65か国・地域以上  |  |
| 参加者    | 選手<br>競技関係者等   | 約1,700人（フランス・リヨン大会の見込から算出）<br>約3,600人（フランス・リヨン大会の見込から算出） |
| 目標来場者数 | 30万人以上   |  |
| 主催     | 公益財団法人 第49回技能五輪国際大会 日本組織委員会（仮称）                          |  |
| 共催     | WorldSkills International                                |  |

### 会場候補地



#### ■愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)

- 日本初の国際空港直結型の展示場であり、日本唯一の常設保税展示場※
- 2019年の開業以降、技能五輪全国大会を5回開催（予定含む）



※ 保税展示場では、海外からの貨物への課税免除、手続きの簡易化により、国際規模の見本市、展示会、博覧会などの運営円滑化を図ることが出来る。

### 日程(案)

|        |                    | 競技                  | 公式行事                          | 会議・セッション                   |
|--------|--------------------|---------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 準備期間   | C-7<br>11月9日<br>木  | 到着<br>TD,TDA,CE,DCE |                               |                            |
|        | C-6<br>11月10日<br>金 | 到着<br>E,I           |                               | 職種管理チーム/ワーキング・マネージャー：セッション |
|        | C-5<br>11月11日<br>土 |                     | エクスカーション<br>TD,TDA,CE,DCE,E,I |                            |
|        | C-4<br>11月12日<br>日 | 到着<br>OD,OO,C,TL    |                               | 競技運営委員会代理人・審判長チーム・リーダー・夕食会 |
|        | C-3<br>11月13日<br>月 |                     | エクスカーション<br>OD,C,TL           | 理事会                        |
|        | C-2<br>11月14日<br>火 |                     | 選手下見                          | 総会・理事会                     |
| 大会開催期間 | C-1<br>11月15日<br>水 |                     | 一校一国<br>開会式                   |                            |
|        | C1<br>11月16日<br>木  |                     | 大会1日目                         | フォーラム                      |
|        | C2<br>11月17日<br>金  |                     | 大会2日目                         | フォーラム・フォーラムセッション           |
|        | C3<br>11月18日<br>土  |                     | 大会3日目                         |                            |
| 終了後    | C4<br>11月19日<br>日  |                     | 大会4日目                         | 理事会                        |
|        | C+1<br>11月20日<br>月 |                     | 閉会式・さよならパーティー                 | 理事会・総会                     |
|        | C+2<br>11月21日<br>火 | 出発                  |                               | 理事会                        |

\* WSIIにより競技の見直しが随時行われており、大会日数など今後変更の可能性もある。

\* 表中の略称は右表のとおり。

|     |             |
|-----|-------------|
| TD  | 技術代表        |
| TDA | 技術代表補佐      |
| CE  | チーフ・エキスパート  |
| DCE | 副チーフ・エキスパート |
| E   | エキスパート      |
| I   | 通訳          |
| TO  | 技術オブザーバー    |
| OD  | 公式代表        |
| C   | 選手          |
| TL  | チーム・リーダー    |
| O   | オブザーバー      |
| OO  | 公式オブザーバー    |

#### ■IGアリーナ（愛知国際アリーナ）

- 最大収容17,000人を誇る世界最高レベルのスマートアリーナ
- 2025年7月に開業予定



Aichi International Arena Co., Ltd.  
画像はイメージです。デザインなどは変更になる場合があります。

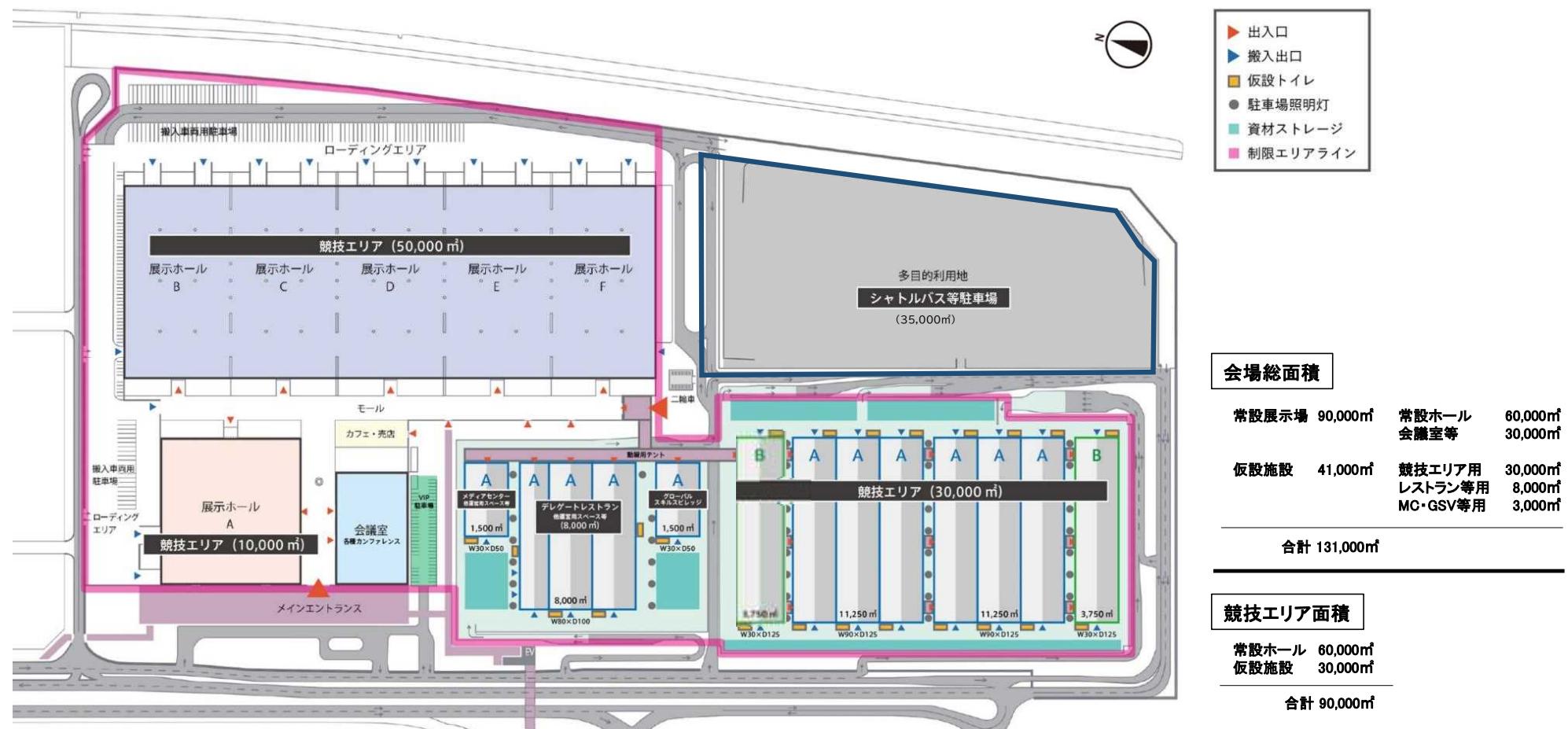
## 5. 開催会場(競技会場)

### コンパクトな会場構成

- 中部国際空港に直結し、徒歩圏内に選手用ホテルの確保が可能で、技能五輪全国大会の開催実績も豊富な愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)を全面的に活用する。
- 常設展示ホールと仮設エリアを併用し、選手・競技関係者と見学者双方の利便性に配慮した密度の高い体験空間を実現する。
- WSIと連携し、各競技スペースや公式行事等のコンパクト化を進め、インフラコストの効率化を追求する。
- 再生可能エネルギー由来の電力による競技運営や、会場設営・大会運営における3R(Reduce、Reuse、Recycle)の徹底など、環境負荷の低減を図る。
- 労働者の安全衛生面等に配慮の上、会場設営・大会運営を行う。

#### 会場レイアウトイメージ

※ 会場レイアウトは直近の2024年大会の準備状況やWSIとの協議等を踏まえながら検討を進める



## 6. 個別事業計画

### (1) 競技計画

公式競技はWSIが決定する事項。また現在、選手数増加に対応すべく競技方式の見直しも進められている。主催国・地域は、WSIの決定に沿った競技支援を行う。

#### 1. 公式競技

選手が競技に集中できる選手ファーストな大会とすることを前提に、WSIのビジョンに連動し、2030年以降の模範となるコンパクトな大会モデルを新たに示すことで、大会の持続可能性の向上に貢献する。

#### 2. 競技設備・工具

日本選手が実力を発揮でき、日本の工具メーカー等の強みを活かせるようにWSIと協議し、協賛プログラムも活用し、準備する。

また、競技会場となる愛知県国際展示場が保税展示場であることを最大限に利用し、海外から調達する競技設備や選手の持ち込み工具などの税負担の軽減を図る。

### (2) 公式行事

#### 1. 開閉会式・さよならパーティー

日本・愛知の魅力あふれる演出を行い、選手の思い出に残る開閉会式やさよならパーティーを開催する。

#### 2. 会議・フォーラム

大会と同時期に開催されるWSI総会・理事会に合わせて、職業教育・訓練(TVET)や経済・産業に関連したテーマを扱うフォーラムを開催する。



#### 3. エクスカーション

日本が誇る産業観光施設や世界有数の企業関連施設等を見学し、技能の学びを深めることや、日本らしさを堪能できるエクスカーションを提供する。

#### 4. 一校一国サポート事業

各国選手による小中学校等訪問や、訪問先の子どもたちが大会見学で当該国の選手を応援するなどの国際交流事業を実施する。

※2007年静岡大会で日本が開発・実施し、現在まで受け継がれている交流プログラム

#### 5. レセプション

競技関係者やフォーラム関係者向けにレセプションを開催する。

### (3) 付帯事業

#### 1. 展示催事プログラム

日本・愛知の技能、世界の技能、未来の技能に触れる展示催事プログラムを提供する。

##### ■グローバルスキルズビレッジ(参加国展示)

技能の重要性や多様性をアピールする参加国によるブース出展

##### ■ジャパンスキルショーケース(主催国展示)

伝統と最先端をつなぐ日本の技能を紹介する主催国によるテーマ展示

日本の伝統的な技能を生かしたデモンストレーション等

##### ■スポンサー展示

WSI公認スポンサー、大会スポンサーなどによるブース出展

#### 2. 教育プログラム

次代を担う国内外の若者たちが技能や技能競技大会への興味・関心を高めることに資する教育プログラムを提供する。

##### ■技能五輪体験プログラム

新規加盟国や国際大会の参加基準に満たない国を対象に、大会の見学・体験イベントへの参加を通じて、技能五輪への参加の機運を高めるプログラム

##### ■スキルズラボ

小中高生やその親を対象に、競技に関連した技能や伝統技能、未来の技能など幅広い技能を体験するプログラム



##### ■特別キャリア展

ワールドスキルズミュージアムと連携した展示のほか、過去から未来に向けた選手のキャリアを紹介する展示

一級技能士等によるデモンストレーション、若年技能者に対する技術指導

##### ■競技解説付きガイドツアー

県内に加え、全国の小中高校、専門学校などの学生たちを中心とした一般見学者向け競技解説付きガイドツアーを実施

#### 3. ユニバーサルプログラム

女性や障害者の技能を紹介するなど、多様な人々が技能に携わることを促すイベントを実施する。

## 6. 個別事業計画

### (4) 運営計画

#### 1. 安心・安全・快適な運営

国際会議、国際イベントなどの日本・愛知の豊富な開催実績を生かし、安心・安全・快適な大会運営を行う。入退場管理、セキュリティーチェックを行うことで、テロ対策を行うとともに、混雑時の入場規制を行うことで、安全に配慮する。

#### 2. 競技解説

タブレットやスマートフォンなどモバイル端末を活用した、誰もが簡単に競技解説を受けられるプラットフォームを構築する。

#### 3. ボランティアによる市民参加の重視

会場案内や公式参加者のアテンドなどの一般業務に加え、通訳、競技解説など、専門性を生かした参加も積極的に導入し、ボランティアの主体的な取組を大会の充実につなげる。

#### 4. 危機管理

怪我、病気などのほか地震、津波など大規模災害にも備え、警察・消防など関係方面と連携して迅速に対応にあたることができる体制を構築する。

#### 5. 環境配慮等

「持続可能な開発目標」(SDGs)や国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にも配慮し、ISO20121規格を踏まえたサステナブルな大会運営を行う。

### (5) 輸送宿泊計画

#### 1. 輸送・宿泊

選手・関係者の円滑な入国をサポートとともに、競技運営に支障がないように配慮する。また、一般来場者に対しては環境に配慮した輸送手段の確保を行う。

##### ■選手

選手の宿泊施設を競技会場から徒歩圏内に集約。併せてデリゲートレストラン、交流の場としてのコンペティーザラウンジを競技会場内に設置。

##### ■関係者

関係者宿泊施設は、競技会場周辺(空港島内及び常滑市街地)と名古屋市内に確保。鉄道とシャトルバスで時間に正確な輸送を実施。

##### ■一般来場者

環境に配慮して鉄道を主とした公共交通機関での来場を呼び掛け。

#### 2. パッケージプラン

参加国のニーズに応じた多彩な価格帯のパッケージプランを提供する。

### (6) 広報計画

#### 1. 技能および技能者への尊敬を育むプランディング

技能競技大会の開催を通して、技能尊重ムーブメントを拡大することを広報計画の最大目標と位置づけ、技能および技能者への尊敬を育む、魅力的なプランディングに取り組む。

#### 2. 段階的な広報活動の展開による大会の認知向上・来場促進

時期ごとに明確なターゲットと目標を設定した段階的な広報活動を招致段階・大会準備段階から展開することで、大会の認知度向上を図り、来場促進につなげる。

##### ①招致広報(～2024年9月)

招致を目的とした国内での機運の醸成、加盟国との支持獲得

##### ②参加促進広報(2024年10月～2027年10月)

大会準備段階における大会の認知向上、事業参加者の拡大

##### ③来場促進広報(2027年11月～2028年11月)

開幕直前における一般見学者の来場促進

##### ④会期中広報(2028年11月)

メディアセンターを中核とした、積極的な国内外へのパブリシティ活動

##### ⑤成果継承広報(2028年12月～)

大会終了後における大会レガシーの継承

#### 3. 多様な関係者の参画・多様な媒体を活用した広報の実施

国・県・関係団体・技能五輪参加選手・関係者など幅広いステークホルダーの協力の下、全国規模で広報活動を実施。

SNSメディアなど多様な広報媒体を活用して、特に若年層をターゲットに、大会開催機運の醸成を図るとともに、大会への参加を呼びかけていく。

### (7) 協賛勧奨計画

#### 1. 協賛システム開発

過去大会で実施されてきた協賛プログラム、WSIの協賛プログラムを尊重しつつ、より主体的な企業等の参加を呼び込むための仕組みを構築する。

##### ■オフィシャルパートナー

##### ■競技・運営パートナー

競技及び大会運営に必要となる機材等の現物協賛、技術協力など

##### ■プログラムパートナー

教育プログラム等の各種プログラムの共同開発、運営協力など

#### 2. 協賛活動等

協賛活動を行う体制を整備し、広く協賛・寄付を求める。

## 6. 個別事業計画

### (8)事業継承計画(レガシー)

#### 1. 技能人材の育成に対する気運醸成

国際大会の実施に合わせて行う、教育プログラムやガイドツアーなど職業観教育の充実に関する取組を、国内の各種技能競技大会に継承する。

#### 2. 技能振興に関する国際的な連携強化

国際大会の開催を通じて築いた、WSIやWSI加盟国とのつながりを一過性のものにするのではなく、継承し発展させていくため、国内大会への海外選手の招聘や国内選手の国際的な技能競技大会への派遣、関係機関との調整などを行うコーディネート機能を持つ、「スキルリンクージセンター(仮称)」を創設する。

#### 3. 持続可能な大会モデルの提示

より多くの国が大会に参加する機会を設けつつ、コンパクトでインパクトのある大会を開催し、様々な国が国際大会を開催できるといった、2030年以降も持続可能な大会のモデルを示す。

### (10)推進体制

#### 産官学民の総参加による推進体制を確立

##### ①有識者検討会 (2023年～2024年)

2028年技能五輪国際大会の日本・愛知県への招致に向けて、実施計画の検討等を行うほか、招致に関すること、国内の招致機運・技能尊重機運の醸成に関すること等について幅広く意見交換を行う。

##### ②設立準備委員会 (2024年～2025年)

WSI総会における2028大会開催決定を受け、国、地元自治体、関係機関、経済団体等の協力の下、組織委員会を準備する委員会を設置する。

##### ③公益財団法人第49回技能五輪国際大会日本組織委員会 (仮称) (2025年～)

大会の実施主体となる組織委員会を国、地元自治体、関係機関、経済団体等の協力の下、設置する。大会の実施準備、大会運営、成果継承に取り組む。

### (9)財政計画

国、自治体が協力し、責任を持って大会を開催するための基礎的な財政を負担する。

民間企業による参加、参画を積極的に促す。

競技スペースのコンパクト化などをWSIと協議しながら、大会開催経費の節減に努める。

#### 事業費の構成

(百万円)

| 収入  |                  | 支出                   |        |
|---|------------------|----------------------|--------|
| 1. 公的資金・民間協賛                                  | 19,212           | 1. 競技計画(設備・機材購入費等)   | 5,255  |
| 2. 事業収入<br>(パッケージ収入)                          | 2,738<br>(2,661) | 2. 行事(公式・付帯事業費等)     | 1,282  |
| (開閉会式入場料(P)、<br>競技会場入場料(P)、<br>営業出展料、グッズ販売など) | (77)             | 3. 会場(設営・整備費)        | 8,817  |
|   |                  | 4. 輸送宿泊(宿泊費、交通費、食費等) | 2,220  |
|   |                  | 5. 大会運営(運営費、広報費等)    | 2,106  |
|   |                  | 6. 事務局運営(人件費、物件費等)   | 2,270  |
| 計   | 21,950           | 計                    | 21,950 |

※民間協賛の内訳は、競技設備等現物協賛、資金協賛を含む  
※各種入場料については過去大会の実績等を踏まえ、今後検討  
※隨時検証を行い必要に応じて見直しを行う

参考 4

# 2028 年技能五輪国際大会

## 基本計画

厚生労働省・愛知県・中央職業能力開発協会

---

|                         |    |
|-------------------------|----|
| <b>0. はじめに</b>          | 1  |
| <b>1. 開催の意義・目的</b>      | 2  |
| <b>2. 開催テーマ</b>         | 4  |
| <b>3. 開催テーマに基づく主な取組</b> | 5  |
| <b>4. 開催概要</b>          | 7  |
| <b>5. 開催会場</b>          | 9  |
| <b>6. 個別事業計画</b>        | 12 |
| <b>① 競技計画</b>           | 12 |
| <b>② 公式行事</b>           | 12 |
| <b>③ 付帯事業</b>           | 13 |
| <b>④ 運営計画</b>           | 15 |
| <b>⑤ 輸送宿泊計画</b>         | 16 |
| <b>⑥ 広報計画</b>           | 17 |
| <b>⑦ 協賛勧奨計画</b>         | 18 |
| <b>⑧ 事業継承計画(レガシー)</b>   | 19 |
| <b>⑨ 財政計画</b>           | 20 |
| <b>⑩ 推進体制</b>           | 21 |

## 0. はじめに

技能五輪国際大会は、原則 22 歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的に隔年で開催されています。幅広い職種を対象とする、世界最大の技能競技大会です。

日本はアジアで初めて技能五輪国際大会に参加し、長期にわたり WSI<sup>※</sup>や多くの国々と共に競技を通じた国際交流に積極的に関わってきました。

これまで日本では、過去3回国際大会を開催(1970 年東京、1985 年大阪、2007 年静岡)しており、今回、招致が実現すれば、4回目の開催となります。

私たちは、技能五輪国際大会の持続可能性を高め、持続可能な社会の実現に向けた国際対話・交流の場として技能五輪国際大会を成長・発展させていくことを目指します。

この大きな目標の実現に向けて、日本政府のリーダーシップの下、2028 年技能五輪国際大会(以下、「WSC2028」という。)の成功に向けて全力を尽くしてまいります。さらに、産官学民の参加を積極的に活用するとともに、WSI および WSI に参加するすべての国・地域との連携を積極的に推進してまいります。

ダブリューエスアイ ワールドスキルズ インternational  
※ W S I (WorldSkills Internationalの略称)

技能五輪国際大会の運営組織で、86 か国・地域が加盟(2024 年5月現在)。

日本は中央職業能力開発協会(厚生労働省所管の特別民間法人)が 1961 年から加盟。

## 1. 開催の意義・目的

### ① 人への投資の重要性をアピール

2023 年に日本で開催した G7 サミットでは、岸田総理の主導の下、「人への投資」の重要性を世界に強くアピールしました。デジタル化やグリーン TRANSFORMAITION といった構造変化が進む中で、「人への投資」の重要性が一層高まっています。WSC2028 の開催は、G7での議論を活かしながら、持続可能な未来の実現に向けて技能が果たす役割を改めて確認し、技能の向上を通じた「人への投資」の重要性を強く世界で共有する絶好の機会と考えています。

国内においては技能者不足の深刻化や技能伝承が課題であり、技能人材の育成、特に若者や女性、障害者への投資の重要性を、技能の力で成長を遂げてきた日本・愛知から国内外に強く呼びかけます。

ものづくりに加え、デジタル化や SDGs 等の社会課題への対応を含め、技能立国・日本としての底力をアピールするとともに、社会全体の発展に貢献します。

自国開催に向けて、官民一体となった中長期的な選手強化を戦略的に展開することで、その成果を大会の成績として輝かしく刻むとともに、若者の技能レベルの向上を図るなど、技能五輪国際大会を活用した人材育成の取組を強化していきます。

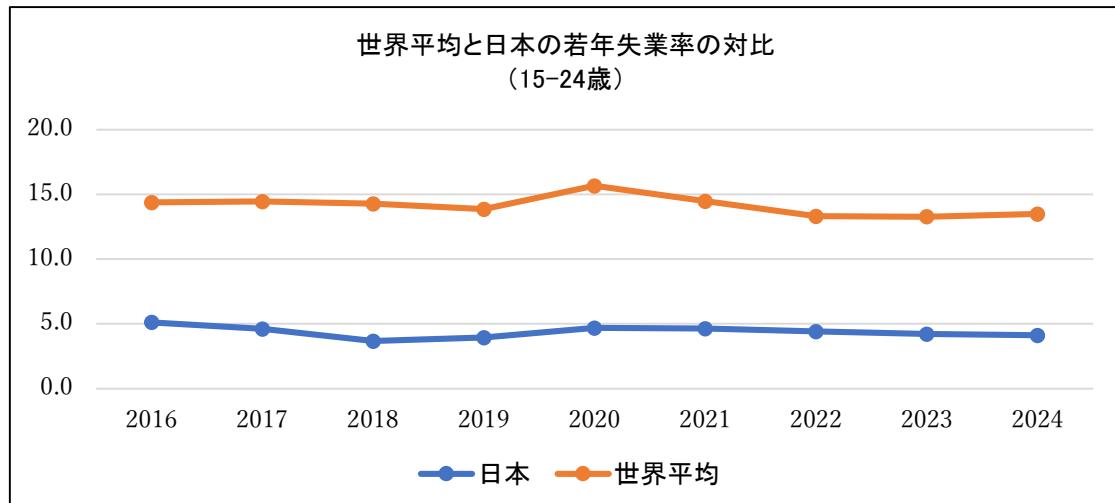
### ② 大会を通じた経済と産業の発展

WSI の VISION2025 に強く賛同し、「技能の進化が、優れた製品やサービスの創出をもたらし、経済と産業の発展を促すことで、実現される豊かな社会において次の世代を育む好循環を築く」という認識の下、WSC2028 の開催を通じて、若者の技能レベルの向上や技能尊重気運の醸成を図ることで、今後の我が国や世界の経済・産業の発展に貢献します。

世界的に若年労働者の高い失業率が課題となっています。我が国は、企業における訓練制度や独自の若年者の労働市場の仕組みもあり、世界的に見ても若年者の失業率が低い状況にあるため、日本の取り組みを共有することにより、世界の若者の雇用情勢の改善につなげていきます。

また、我が国では少子高齢化が進む中で若手技能者の確保が重要な課題となっています。WSC2028 を若者が技能に興味を持つ重要な機会とするために、大会見学や体験プログラムへの参加、事前広報活動などを通じ、小中高生やその親等への職業観教育の充実や技能の伝承に向けた取組を推進します。

パンデミックは、性別・年齢、教育や所得水準などの要素に応じて、一部に偏った悪影響をもたらしました。我が国では女性や障害者などを含むすべての者に対し、技能競技大会を通じて「スキル」を伸ばしていくことを支援していますが、WSC2028 の開催を通じて、世界の国とともに、すべての方々が、それぞれの状況に応じて「スキル」を伸ばす機会を確保し、パンデミックの影響による世界の労働市場への悪影響を払拭していきます。



出展:ILOSTAT

### ③ 大会の持続可能性の向上

私たちは、持続可能な未来の実現に向けて、今後も様々な国や地域が、技能五輪国際大会の開催を目指せる環境整備が重要であると考えています。

技能五輪国際大会の開催は、とりわけ開催国・地域の職業訓練の振興や経済・産業の発展に大いに資するものであり、世界中のあらゆる国・地域で開催されることが世界の発展にとって望ましいと考えます。一方、大会の重要性の向上に伴い、参加選手の増加により規模が大きくなり、経済規模の大きな国でしか開催が困難となりつつあります。

大会インフラの最適化や資源・エネルギー消費量の削減など環境負荷低減に努め、世界的な SDGs の取り組みに貢献するコンパクトでサステナブルな大会を目指します。

空港直結の競技会場やそこに隣接する宿泊施設を活用した一体的な大会運営、効率的な会場レイアウトの実現などを通じて、WSC2028 をコンパクトな大会運営のモデルケースとして 2030 年以降の大会の持続的な開催に貢献します。

日本・愛知が開催する WSC2028 では、①将来の大会開催を希望する加盟国に対し、コンパクトな大会運営による国際大会の持続可能性を示すこと、②大会出場に至っていない加盟国を大会見学に招待し、WSI の理念に賛同する国々の裾野を広げること、③大会参加国のメディア招聘によって、参加国における技能者や技能の地位向上に貢献すること、以上の3つをこの大会のインパクトとして提供します。

## 2. 開催テーマ

### *“Linking Skills for a Sustainable Future”*

WSC2028 は「技能がつなぐ、持続可能な未来」をテーマに開催します。

基本的な考え方(ベーシックポリシー)

- 私たちはコロナ禍を経て、世界が劇的に変化する中で、改めて“つながる”ことの重要性を認識しています。
- 技能とさまざまなヒト、モノ、コト、組織・国・地域などを“つなぐ”ことで、持続可能な技能五輪国際大会のモデルと、技能を尊重することから生まれる持続可能な未来を展望します。



### 3. 開催テーマに基づく主な取組

#### ① 人をつなぐ

##### （1）世界の若年技能者をつなぐ

日本が誇る産業観光施設等を見学し、技能の学びと日本らしさの体験の機会を準備するとともに、コンペティターラウンジの設置等で、各国選手の交流機会を演出します。

##### （2）熟練技能者と若者をつなぐ

技能の伝承や将来を担う技能人材の育成・確保につながる熟練技能者等によるデモンストレーションや若年技能者などに対する技術指導、さらには学生に向けたトレーニングなどを実施します。

##### （3）多様な人をつなぐ

ユニバーサル社会の実現に向けて、女性や障害者の技能を紹介するイベント等を実施します。また、次代を担う若者やその親などを対象に、技能への興味・関心を高める体験型のプログラム「スキルズラボ」を提供します。

#### ② 産業・経済をつなぐ

##### （1）国内外の産業をつなぐ

技能五輪メダル獲得企業や国内スポンサー、地元伝統産業を代表する企業などによる「ジャパンスキルズショーケース」（主催国展示）を実施し、日本の高い技能・技術を発信します。また、WSI メンバーによる「グローバルスキルズビレッジ」（参加国展示）と融合することで、世界の優れた技能・技術も併せて発信します。

##### （2）成功体験をつなぐ

WSI、UNEVOC、ILO、OECD 等と連携し、技能の力を通じた持続可能な社会の実現に向けた取り組みや、各国の職業教育・訓練(TVET)や、経済・産業に関連したテーマを扱うフォーラムを開催します。

また、技能五輪国際大会メダリストや世界的に著名な最先端企業・ベンチャー企業によるフォーラムを実施します。

---

### ③ 世界をつなぐ

#### （1）参加国と未参加国をつなぐ

新規加盟国、国際大会の参加基準に満たない国等に向けた、大会の見学・体験イベントの参加を通じて、技能五輪への参加機運を高める「技能五輪体験プログラム」を実施します。また、情報メディアを活用し、各国の国内技能競技大会を PR することで、新規加盟国等の技能五輪国内大会の開催や技能五輪国際大会への参加を促進します。

#### （2）世界からの参加者と市民・コミュニティをつなぐ

「一校一国サポート事業」の実施の他、通訳やおもてなし等での市民ボランティアの活動を通じ、参加者と市民・コミュニティとの交流を促進します。

#### （3）2028年と未来をつなぐ

新たな大会モデルとなるコンパクトでインパクトのある大会を成功させ、2030 年以降の WSI ムーブメントを先導します。また、ワールドスキルズミュージアムと連携した展示「特別キャリア展」を実施します。

## 4. 開催概要

### ① 大会概要(想定)

| 項目     | 概要   |  |
|--------|--|--|
| 名称     | 第 49 回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）（日本名）<br>WorldSkills Aichi2028（英文名） |  |
| 日時・場所  | 競技   | 愛知県国際展示場<br>2028 年 11 月 16 日（木）～11 月 19 日（日） |
|        | 開会式  | IG アリーナ<br>2028 年 11 月 15 日（水）               |
|        | 閉会式  | IG アリーナ                                      |
|        | さよならパーティー  | 2028 年 11 月 20 日（月）                          |
| 競技職種   | 62 職種  | WorldSkills International 総会などで決定            |
| 参加国・地域 | 65 か国・地域以上   |  |
| 参加者    | 選手   | 約 1,700 人（フランス・リヨン大会の見込から算出）                 |
|        | 競技関係者等   | 約 3,600 人（フランス・リヨン大会の見込から算出）                 |
| 目標来場者数 | 30 万人以上  |  |
| 主催     | 公益財団法人 第 49 回技能五輪国際大会 日本組織委員会（仮称）                          |  |
| 共催     | WorldSkills International                                  |  |

### ② 会場候補地



● 愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)(常滑市)



● IG アリーナ(愛知国際アリーナ)(名古屋市北区)



©Aichi International Arena Co.,Ltd.

画像はイメージです。デザインなどは変更になる場合があります。

### ③ 日程案

|        |     |             | 競技                  | 公式行事                          | 会議・レセプション                     |
|--------|-----|-------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 準備期間   | C-7 | 11月9日<br>木  | 到着<br>TD,TDA,CE,DCE |                               |                               |
|        | C-6 | 11月10日<br>金 | 到着<br>E,I           |                               | 職種管理チーム/ワークショップ・マネージャー:レセプション |
|        | C-5 | 11月11日<br>土 |                     | エクスカーション<br>TD,TDA,CE,DCE,E,I |                               |
|        | C-4 | 11月12日<br>日 | 到着<br>OD,OO,C,TL    |                               | 競技運営委員会代理人・審判長チーム・リーダー夕食会     |
|        | C-3 | 11月13日<br>月 |                     | エクスカーション<br>OD,C,TL           | 理事会                           |
|        | C-2 | 11月14日<br>火 |                     | 選手下見                          | 総会・理事会                        |
|        | C-1 | 11月15日<br>水 |                     | 一校一国<br>閉会式                   |                               |
|        | C1  | 11月16日<br>木 | 大会1日目               |                               | フォーラム                         |
|        | C2  | 11月17日<br>金 | 大会2日目               |                               | フォーラム・フォーラムレセプション             |
| 大会開催期間 | C3  | 11月18日<br>土 | 大会3日目               |                               |                               |
|        | C4  | 11月19日<br>日 | 大会4日目               |                               | 理事会                           |
|        | C+1 | 11月20日<br>月 |                     | 閉会式・さよならパーティー                 | 理事会・総会                        |
|        | C+2 | 11月21日<br>火 | 出発                  |                               | 理事会                           |

※WSIにより競技の見直しが隨時行われており、大会日数など今後変更の可能性もあります。

※表中の略称は下表のとおりです。

|     |             |
|-----|-------------|
| TD  | 技術代表        |
| TDA | 技術代表補佐      |
| CE  | チーフ・エキスパート  |
| DCE | 副チーフ・エキスパート |
| E   | エキスパート      |
| I   | 通訳          |
| TO  | 技術オブザーバー    |
| OD  | 公式代表        |
| C   | 選手          |
| TL  | チーム・リーダー    |
| O   | オブザーバー      |
| OO  | 公式オブザーバー    |

## 5. 開催会場

### ① 競技会場

競技会場は、愛知県国際展示場(愛称:Aichi Sky Expo)です。Aichi Sky Expo は、世界20都市への直行便が就航する中部国際空港に屋根付き通路で直結した、日本初の国際空港直結型の展示場であり、日本唯一の常設保税展示場\*です。空路に加え、鉄道、高速道路も直結しており、交通の利便性が高い施設で、愛知県中心部から鉄道を利用して約30分です。同会場は、2019年の開業以降、技能五輪全国大会を5回開催(予定を含む)している施設です。

\*保税展示場では、海外からの貨物への課税免除、手続きの簡易化により、国際規模の見本市、展示会、博覧会などの運営円滑化を図ることが出来ます。

WSC2028では、コンパクトな会場構成を実現します。

中部国際空港に直結し、競技会場から徒歩圏内に選手用ホテルの確保が可能で、技能五輪全国大会の開催実績も豊富な愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)を全面的に活用します。

常設展示ホールと仮設エリアを併用し、選手・競技関係者と見学者双方の利便性に配慮した密度の高い体験空間を実現します。

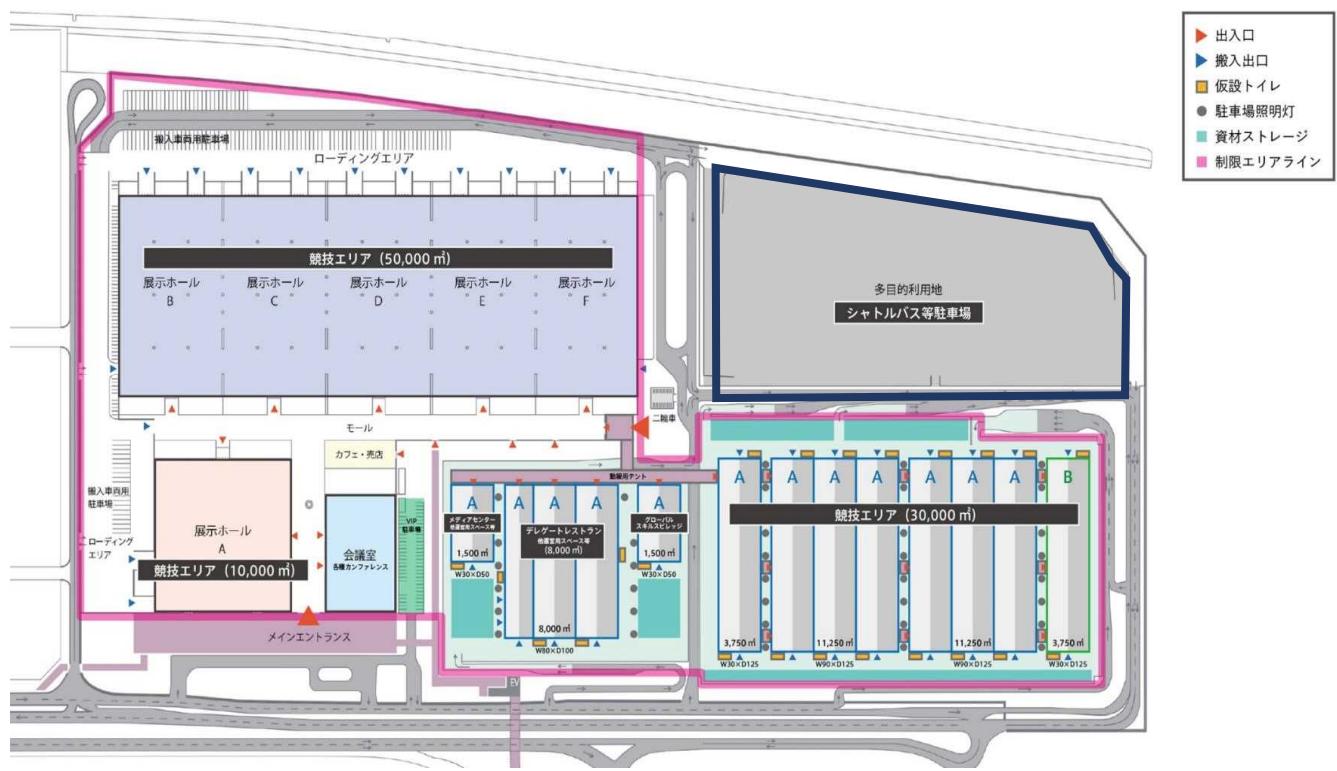
WSIと連携し、各競技スペースや公式行事等のコンパクト化を進め、インフラコストの効率化を追求します。

再生可能エネルギー由来の電力による競技運営や、会場設営・大会運営における3R(Reduce、Reuse、Recycle)の徹底など、環境負荷の低減を図ります。

労働者の安全衛生面等に配慮の上、会場設営・大会運営を行います。

## 会場レイアウトイメージ

※会場レイアウトは直近 2024 年大会の準備状況や WSI との協議等を踏まえながら検討を進めます。



| 会場総面積                     |                       | 競技エリア面積                       |                       |
|---------------------------|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 常設展示場                     | 90,000 m <sup>2</sup> | 常設ホール                         | 60,000 m <sup>2</sup> |
|                           |                       | 会議室等                          | 30,000 m <sup>2</sup> |
| 仮設施設                      | 41,000 m <sup>2</sup> | 競技エリア用                        | 30,000 m <sup>2</sup> |
|                           |                       | レストラン等用                       | 8,000 m <sup>2</sup>  |
|                           |                       | メディアセンター用<br>グローバル<br>スキルビレッジ | 3,000 m <sup>2</sup>  |
| 合計 131,000 m <sup>2</sup> |                       | 合計 90,000 m <sup>2</sup>      |                       |

---

## ② 開閉会式会場

開閉会式の会場は、名古屋市内の IG アリーナ(2025 年 7 月開業予定)で最大収容 17,000 人を誇る世界最高レベルのスマートアリーナです。開閉会式の会場にはコンサートアリーナとしても機能するメインアリーナを予定しています。また、同施設内のサブアリーナを一体的に利用し、さよならパーティーを開催する予定です。

競技会場および周辺の宿泊施設からの送迎はシャトルバス(約 45 分)を予定しております。また、名古屋市内の宿泊ホテルからは地下鉄を利用し約 15 分でアクセス可能です。

日本・愛知の魅力あふれる演出を行い、選手の思い出に残る開閉会式を開催します。また、メインアリーナとサブアリーナを一体的に利用し、閉会式の余韻が残る空間の中さよならパーティーを開催します。

## 6. 個別事業計画

### ① 競技計画

公式競技は WSI が決定します。また、現在、選手数増加に対応すべく競技方式の見直しも進められています。主催国・地域は、WSI の決定に沿った競技支援を行います。

#### （1）公式競技

選手が競技に集中できる選手ファーストな大会とすることを前提に、WSI のビジョンに連動し、2030 年以降の模範となるコンパクトな大会モデルを新たに示すことで、大会の持続可能性の向上に貢献します。

#### （2）競技設備・工具

日本選手が実力を発揮でき、日本の工具メーカー等の強みを活かせるように WSI と協議し、協賛プログラムも活用し、準備します。

また、競技会場となる愛知県国際展示場が保税展示場であることを最大限に利用し、海外から調達する競技設備や選手の持ち込み工具などの税負担の軽減を図ります。

### ② 公式行事

#### （1）開閉会式・さよならパーティー

世界中から集まる競技者、関係者を温かく迎えるとともに、日本・愛知の魅力あふれる演出を行い、選手の思い出に残る開閉会式やさよならパーティーを開催します。

#### （2）会議・フォーラム

大会と同時期に開催される WSI 総会・理事会に合わせて WSI、UNEVOC、ILO、OECD 等の関連分野のリーダー、技能五輪国際大会のチャンピオンや先駆的企業の若きリーダー等を招き、職業教育・訓練(TVET)や経済・産業に関連したフォーラムを開催します。

それぞれの成功体験や知見を交えた対話を通じて、シェアが可能で、学習が可能な好事例のショーケースへと昇華し、技能の力を、次世代を担う若者たちや、これから技能五輪国際大会の世界へと進出する国や地域へとつなげます。

#### （3）エクスカーション

日本が誇る産業観光施設や世界有数の企業関連施設等を見学し、技能の学びを深めることや、日本らしさを堪能できるエクスカーションを提供します。

---

## (4) 一校一国サポート事業

各国選手による小中学校等訪問や、訪問先の子どもたちが大会見学で当該国の選手を応援するなどの国際交流事業を実施します。

子どもたちの事前学習、大会期間中の選手との交流、そして大会の見学へつながる流れを生み出し、異文化交流、技能交流を通じて、子供たちと選手の双方にメリットが生まれる環境を目指します。

なお、一校一国サポート事業は、2007年に静岡県で開催した技能五輪国際大会で日本が開発・実施し、現在まで受け継がれている交流プログラムです。

## (5) レセプション

競技関係者やフォーラム関係者向けにレセプションを開催します。

## ③ 付帯事業

### (1) 展示催事プログラム

日本・愛知の技能、世界の技能、未来の技能に触れる展示催事プログラムを提供します。

日本・愛知の育んできた技能・技術を発信する「ジャパンスキルズショーケース」と「グローバルスキルズビレッジ」を融合的に開催することで、世界の優れた技能・技術のつながりを生み出したいと考えています。

- **グローバルスキルズビレッジ(参加国展示)**  
技能の重要性や多様性をアピールする参加国によるブースを出展します。
- **ジャパンスキルズショーケース(主催国展示)**  
伝統と最先端をつなぐ日本の技能を紹介する主催国によるテーマ展示や日本の伝統的な技能を生かしたデモンストレーション等を実施します。
- **スポンサー展示**  
WSI公認スポンサー、大会スポンサーなどによるブースを出展します。

---

## (2) 教育プログラム

次代を担う国内外の若者たちが技能や技能競技大会への興味・関心を高めることに資する教育プログラムを提供します。

- **技能五輪体験プログラム**

新規加盟国や国際大会の参加基準に満たない国等を対象に、大会の見学・体験イベントへの参加を通じて、技能五輪への参加機運を高める体験プログラムを実施します。

- **スキルズラボ**

小中高生やその親を対象に、競技に関連した技能や伝統技能、未来の技能など幅広い技能を体験するプログラムを実施します。

熟練技能者等によるデモンストレーションや若年技能者などによる技術指導に加え、多様な人がつながるユニバーサル社会の実現に向けて、女性や障害者の参画も積極的に進めます。

- **特別キャリア展**

ワールドスキルズミュージアムと連携した展示のほか、過去から未来に向けた選手のキャリアを紹介する展示を行います。

また、一級技能士等によるデモンストレーション、若年技能者に対する技術指導を実施します。

- **競技解説付きガイドツアー**

県内に加え、全国の小中高校、専門学校などの学生たちを中心とした一般見学者向け競技解説付きガイドツアーを実施します。

---

## (3) ユニバーサルプログラム

女性や障害者の技能を紹介するなど、多様な人々が技能に携わることを促すイベントを実施します。

---

## ④ 運営計画

イベント運営には、関係者の贈収賄、突然の自然災害・事故によるイベントの中止、廃棄物や騒音発生による周辺地域への影響といった様々なリスクがあります。特にイベントに大きな影響を与えるリスクに関しては、行動判断基準の決定、来場者等の避難計画策定、適切な情報収集・発信のための体制構築、公的機関(警察、公安、消防、保健所、医療機関)と綿密に連携し危機発生時に備えた対応要員の教育・訓練等を充分に行います。

また、海外からの参加者には、食事や礼拝等の宗教戒律を遵守できるよう配慮することや、各国語に対応した情報提供体制を整えるといった点に留意します。

### (1) 安心・安全・快適な運営

国際会議、国際イベントなどの日本・愛知の豊富な開催実績を生かし、安心・安全・快適な大会運営を行います。入退場管理、セキュリティーチェックを行うことで、テロ対策を行うとともに、混雑時の入場規制を行うことで、安全に配慮します。

### (2) 競技解説

タブレットやスマートフォンなどモバイル端末を活用した、誰もが簡単に競技解説を受けられるプラットフォームを構築します。

### (3) ボランティアによる市民参加の重視

会場案内や公式参加者のアテンドなどの一般業務に加え、通訳、競技解説など、専門性を生かした参加も積極的に導入し、ボランティアの主体的な取組を大会の充実につなげます。

### (4) 危機管理

怪我、病気などのほか地震、津波など大規模災害にも備え、警察・消防など関係方面と連携して迅速に対応にあたることができる体制を構築します。

### (5) 環境配慮等

「持続可能な開発目標」(SDGs)や国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にも配慮し、ISO20121 規格を踏まえたサステナブルな大会運営を行います。

---

## ⑤ 輸送宿泊計画

### （1）輸送・宿泊

大会に出場する選手やチームリーダーの宿泊施設は、競技会場から徒歩 5 分以内のエリアに集約することで、移動距離を短縮し、競技に集中できる宿泊環境を提供します。

選手たちが自由に利用できる屋外スペースを用意し、選手たちが競技に向けたリラックスや準備運動に利用でき、選手たちの交流が育まれるキャンパスゾーンとして提供することを検討します。

また、選手・関係者の円滑な入国をサポートするとともに、競技運営に支障がないように配慮します。一般来場者に対しては環境に配慮した輸送手段の確保を行います。

### （2）パッケージプラン

WSI の規定に沿いながら、宿泊、食事、一校一国サポート事業、エクスカーション、開閉会式、さよならパーティーへの参加、滞在中の移動等の交通サービスを含む多彩なパッケージプランを提供します。

また、各国からの要望に応えられるよう様々な部屋タイプや価格帯を用意します。

---

## ⑥ 広報計画

### （1）技能および技能者への尊敬を育むブランディング

技能競技大会の開催を通して、技能尊重ムーブメントを拡大することを広報計画の最大目標と位置づけ、技能および技能者への尊敬を育む、魅力的なブランディングに取り組みます。

特に、日本の特色としての技能競技大会参加者のキャリアパスなどに着目、競技大会を通じてキャリアを形成した「人」に注目することなどにより、次代を担う若者からの「技能者」への共感や尊敬を勝ち取っていくことを目指します。

### （2）段階的な広報活動の展開による大会の認知向上・来場促進

時期ごとに明確なターゲットと目標を設定した段階的な広報活動を招致段階・大会準備段階から展開することで、大会の認知度向上を図り、来場促進につなげます。

- ① 招致広報(～2024年9月)  
招致を目的とした国内での機運の醸成、加盟国との支持獲得
- ② 参加促進広報(2024年10月～2027年10月)  
大会準備段階における大会の認知向上、事業参加者の拡大
- ③ 来場促進広報(2027年11月～2028年11月)  
開幕直前における一般見学者の来場促進
- ④ 会期中広報(2028年11月)  
メディアセンターを中心とした、積極的な国内外へのパブリシティ活動
- ⑤ 成果継承広報(2028年12月～)  
大会終了後における大会レガシーの継承

### （3）多様な関係者の参画・多様な媒体を活用した広報の実施

国・県・関係団体・技能五輪参加選手・関係者など幅広いステークホルダーの協力の下、全国規模で広報活動を実施します。

SNS メディアなど多様な広報媒体を活用して、特に若年層をターゲットに、大会開催機運の醸成を図るとともに、大会への参加を呼びかけていきます。

---

## ⑦ 協賛勧奨計画

### （1）協賛システム開発

過去大会で実施してきた協賛プログラム、WSI の協賛プログラムを尊重しつつ、より主体的な企業等の参加を呼び込むための仕組みを構築していきます。

- オフィシャルパートナー
- 競技・運営パートナー  
競技及び大会運営に必要となる機材等の現物協賛、技術協力など
- プログラムパートナー  
教育プログラム等の各種プログラムの共同開発、運営協力など

### （2）協賛活動等

協賛活動を行う体制を整備し、国内外の様々な企業等に対して、広く協賛・寄付を求めていきます。

---

## ⑧ 事業継承計画(レガシー)

### (1) 技能人材の育成に対する気運醸成

国際大会の実施に合わせて行う、教育プログラムやガイドツアーなど職業観教育の充実に関する取組を、国内の各種競技大会に継承します。

### (2) 技能振興に関する国際的な連携強化

国際大会の開催を通じて築いた、WSI や WSI 加盟国とのつながりを一過性のものにするのではなく、継承し、発展させていくため、日本の国内大会への海外選手の招聘や国内選手の国際的な技能競技大会への派遣、関係機関との調整などを行うコーディネート機能を持つ、「スキルリンクセンター(仮称)」を創設します。

日本の国内大会に海外からの参加者を招聘し、技能の進展に関する交流・支援を行うとともに、アジアスキルズなどへの日本選手の派遣による技能の交流を行います。

### (3) 持続可能な大会モデルの提示

技能五輪国際大会は参加選手の増加により規模が大きくなり、経済規模の大きな国でないと開催が難しくなりました。この課題を解決するために、WSI と協力して競技会場の面積やインフラコストを可能な限りコンパクトに抑えるとともに、競技用具の共有化、競技スペースやレイアウトの効率化などを進めてまいります。

私たちは、仮設会場を含めた競技面積を 90,000 平米以内とすることを目指します。コンパクトでインパクトのある新たな開催モデルで大会を成功させ、モデルを示すことで今後、より多くの国、地域で、技能五輪国際大会が開催できるようになることを期待しています。

## ⑨ 財政計画

国、自治体が協力し、責任を持って大会を開催するための基礎的な財政を負担します。

民間企業による参加、参画を積極的に促します。

また、競技スペースのコンパクト化などを WSI と協議しながら、大会開催経費の節減に努めます。

### 事業費の構成

| 収 入   |                  | 支 出                  |        |
|---|------------------|----------------------|--------|
| 1. 公的資金・民間協賛                                | 19,212           | 1. 競技計画(設備・機材購入費等)   | 5,255  |
| 2. 事業収入<br>(パッケージ収入)                        | 2,738<br>(2,661) | 2. 行事(公式・付帯事業費等)     | 1,282  |
| 開閉会式入場料(P)、<br>競技会場入場料(P)、<br>営業出展料、グッズ販売など | (77)             | 3. 会場(設営・整備費)        | 8,817  |
|   |                  | 4. 輸送宿泊(宿泊費、交通費、食費等) | 2,220  |
|   |                  | 5. 大会運営(運営費、広報費等)    | 2,106  |
|   |                  | 6. 事務局運営(人件費、物件費等)   | 2,270  |
| 計   | 21,950           | 計                    | 21,950 |

※民間協賛の内訳は、競技設備等現物協賛、資金協賛を含みます

※各種入場料については過去大会の実績等を踏まえ、今後検討します

※財政計画については隨時検証を行い必要に応じて見直しを行います

---

## ⑩ 推進体制

### 産官学民の総参加による推進体制を確立

#### ① 有識者検討会（2023年～2024年）

2028年技能五輪国際大会の日本・愛知県への招致に向けて、実施計画の検討等を行うほか、招致に関すること、国内の招致機運・技能尊重気運の醸成に関すること等について幅広く意見交換を行います。

#### ② 設立準備委員会（2024年～2025年）

WSI総会における2028大会開催決定を受け、国、地元自治体、関係機関、経済団体等の協力の下、組織委員会を準備する委員会を設置します。

#### ③ 公益財団法人第49回技能五輪国際大会日本組織委員会（仮称）（2025年～）

大会の実施主体となる組織委員会を国、地元自治体、関係機関、経済団体等の協力の下、設置する。大会の実施準備、大会運営、成果継承に取り組みます。